

青田知史町政報告

令和3年9月1日発行 第6号

産業経済常任委員会所管事務調査（8月10日）

8月10日に産業経済常任委員会の所管事務調査が町内で行われました。私の所属は総務文教常任委員会ですが、委員外議員として参加しました。今回の調査事項は「干ばつ害に係る作物調査について」。7月の北海道は統計開始以来の高温・少雨となり、日本農業新聞で全道的に牧草、タマネギ、テンサイ、ジャガイモ、ニンジン、ブロッコリーなどが枯れるなどの影響が深刻化しているとの報道があった翌週に、この調査が行われました。



調査は役場農林課から「2020農林業センサス」に基づく本町農業の概要説明と、美瑛町の作物減収率の見込みについて資料（美瑛町農協作成）をもとに説明がありました。その後バスに乗車し現地視察となり、実際に現地の作物の生育状況を見ながら、美瑛町農業協同組合の渡辺和也常務理事より被害状況の説明を受けました。

被害はほぼ作物全般に及び、とりわけ牧草、デントコーン、スイートコーン、豆類、ジャガイモの減収率が大きく、作物減収による経済的な損失は町全体で15億を超えるのではないかと予測もされています。視察終了後に調査事項を総括する時間があり、美瑛町の基幹産業である農業を守るために、農業経営者の皆様が安心して営農を継続できるように、議会として町に対してできる限りの支援を要望することが参加議員全員で確認されました。ご多忙の中、視察にご協力いただいた美瑛町農協の皆様には心から感謝いたします、ありがとうございました。

公式ホームページのご案内

私の町政報告と、日々の議会活動をお知らせするために、公式ホームページを作りました。この町政報告と合わせて町民の皆様と町政の情報を共有したいと考えています。またご意見や、ご質問などありましたら、どうぞお気軽に声をお寄せください。

町政に活力を！ まちづくりに希望を！

aota-tomofumi.com（公式ホームページ）

青田ともふみ公式

検索



QRコードでアクセス

第6号の内容

☆特集：自治基本条例の論点

◆ ①道議会の論議から

◆ ②条例の最高規範性

☆昼下がりのコラム

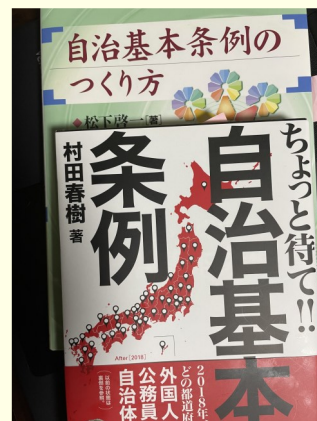
☆町政の理解を深めるキーワード

☆次号の予告

※この町政報告やホームページの内容は全て議員個人の見解、意見であり、美瑛町議会の見解、意見ではありません。

◆特集 自治基本条例の論点 ①道議会の論議から

町長が公約した自治基本条例は、現在まちづくり委員会自治基本条例策定専門部会で検討が進められています。この条例は、全国で約400の自治体が制定していますが、多くの町民の皆様とともに重層的な検討を進める必要があると思います。令和2年第6回定例会で一般質問しました。北海道議会では、平成14年第3回定例会で竹内英順道議が代表質問で「行政基本条例」について取り上げていました。



竹内道議は①この条例でどのような改革を展望しているか、何が実現可能だと考えているのか。②行政基本条例は条例の上位に位置し、個別の条例を規制するものであるかどうか（最高規範性）。③道民(住民)投票の実施には慎重な対応が必要ではないか。というような質問を堀知事に対して行いました。

堀知事の答弁①公開と参加を基本に、制度や仕組みを道民の視点から見直し改革を進める。②道政運営における基本理念と原則を明らかにし、道政運営の全てにわたっての基本。③道民投票を実施する場合は、道民がその課題について理解し、判断する上で必要な情報が十分に提供されることが重要。正確でわかりやすい情報を多様な広報媒体を活用して提供するなど最善の努力を払う。

竹内道議の再質問①この条例を廃止するなどということはある得ないことなのか、また、この条例の改正がほかの条例、施策に影響するのか。②審議の過程が省略されがちな住民投票の結果が政策決定に大きな影響を及ぼすことになれば、説明責任はだれが負うのか。③知事のリーダーシップに基づき議会の議論を経ながら政策形成を図っていくことが地方自治の常道だと思いが見解は。

堀知事の答弁①行政基本条例は政策の立案や実施など道政運営のすべてにわたって基本となるものであり、個別の条例についてもこの条例の示す基本理念と原則に沿って整備され、運用されるべきもの。②課題の解決に向けて意見が収れんして合意の形成に至るというプロセスが大切。そのプロセスを経てなお必要と認められて投票された結果に対しては、知事が説明責任を負う。③道民の声にしっかりと耳を傾け、議会における論議を十分踏まえながら、道民の信頼と期待にこたえる質の高い政策づくりを進めていく。というような論議がありました。

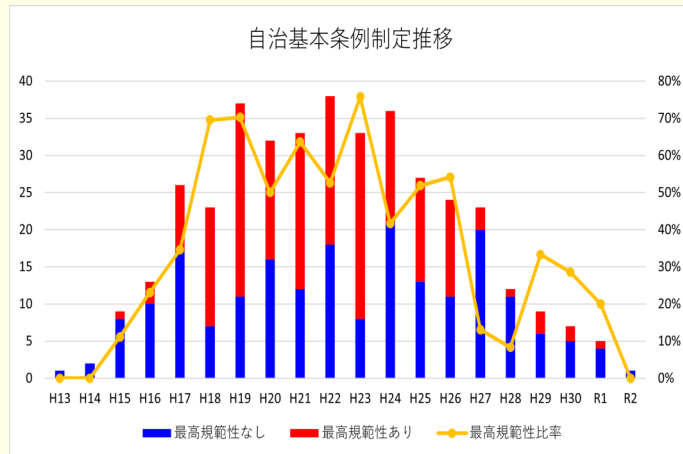
町長も私の質問に対して、「町民参加」と「情報共有」の仕組みづくりを行い、「みんなでつくるまちづくり」を目指すことが条例制定の目的であると答弁しています。その趣旨は理解できますが、この条例が制定されなければ「町民参加」と「情報共有」が進展しないのでしょうか。例えば、来年4月に協定が締結されるであろう連携中枢都市圏構想ですが、この件に関しての情報はほとんど町民の皆様に対して提供、共有されてはいないと認識しています。それは、この自治基本条例が制定されていないからではないはずです。

まずは町民の皆様にも論点を含め、条例について知っていただくことが大切です。部会の議事録に、「土台となる部分を期限までに組み立てることが第一。一言一句厳密に審査していくと時間が足りない」とありました。拙速にならないように努めると答弁した町長の思いを受け止めて、プロセスを重視し、全ての町民に賛同を得られるような条例案になることを期待しています。

② 条例の最高規範性 ～自治基本条例は最高規範なのか？～

道議会でも論議された**最高規範性（最高法規性）**。策定部会のアドバイザーは「自治基本条例とは、**美瑛町における最高規範**となる条例のため、**別の条例が自治基本条例と合致していない場合は修正**する必要がある」としています。果たしてそうでしょうか？

私が調べたところ、全国391(R2年4月当時)の自治基本条例中、「最高規範性あり」が189自治体(48%)。直近5年平均ではその比率が20%を下回ります(下のグラフ)。



最高規範性について、第179回参議院総務委員会(H23.10.27)では、当時の川端総務大臣が「条例に最高優位であるという位置付けはできない」第183回衆議院憲法審査会(H25.5.16)でも橋法制局参事が、「法的に他の条例よりも優越するということではない」というような見解を示しています。また、旭川市では最高規範性が問題視され、議会での審議を通して結果として削除されていますし、亀山市のように条例の逐条解説に「この条例

は他の条例の上位に位置するものではない」と明確に最高規範性を否定している自治体もあります。これ以外にも難しい論点がいくつもある自治基本条例を新たに制定するには、やはり新しい条例の必要性和意義を、あらためて丁寧に町民の皆様に説明するべきではないでしょうか。

昼下がりのコラム 「町民」

先月の「町政の理解を深めるキーワード」をご覧になった町民の方から、「多くの方から応援してもらえるように、町民の定義を広げることには賛成」とのご意見をいただきました。その方が指摘されるように、ふるさと納税で美瑛町に寄付される方や住民票を移さず美瑛にお住まいの方がいらっしゃるのも事実です。美瑛が好きで一生懸命応援してくれる方も多いと思います。

しかし、今町長が公約として進めている**新しい自治基本条例**は、考え方によっては、美瑛町に居住しない他の自治体の住民をも町民に含め、その拡大した定義に基づく非居住町民に政治参加の権利を認めたり、住民投票を発議できるようになることも想定されます。それがどのようなことにつながるのか？私は、町内に居住する**町民の意思と異なる町政につながる**可能性もあるのではないかと危惧しています。

居住者は町の提供するサービスを受ける一方で納税の義務がありますが、非居住者にはそうした義務はありません。近い将来に、居住者と非居住者とを等しく「町民」として同等の権利を認めるような条例を議会に提案するのであれば、町は早期かつ丁寧に町民（居住者）に説明し、合意形成を図っていくべきでしょう。

外から知恵を借りることよりも、まずは「自分たちのことは自分たちで」という強い意思を持ち、美瑛町民が知恵を出し合い、力を発揮できる仕組みを作り育てていくことこそが大切です。そして、このような思いや姿勢を共有していくことが自治の基本だと私は思っています。

町政の理解を深めるキーワード 「連携中枢都市圏構想」



今津寛介氏と
2019年2月26日



林祐作氏と
2020年12月24日

連携中枢都市圏構想は、地方圏においても、相当の規模と中心性を備えた圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化によって「**経済成長の牽引**」、「**高次都市機能の集積・強化**」および「**生活関連機能サービスの向上**」を目的に、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点となる連携中枢都市圏を形成することを目的に、全国34圏域で展開されています（令和3年4月現在）。

昨年11月の経団連作成の提言「with/postコロナの地方活性化」でも、人を惹きつける地域づくりにおける3つの視点として、①地域の資源とデジタルを活かした内発型の地域づくり ② **地方自治体の広域連携の推進** ③地方におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の促進が必要であり、地方自治体がテーマに応じて重層的に連携し、行政サービス等の生活関連機能の充実と経済圏域づくりを図ることが重要としています。

美瑛町は平成26年に旭川市と定住自立圏形成協定を締結し、1市8町で構成される上川中部圏定住自立圏で事業連携を行ってきました。その後、旭川市と各町において、「**連携中枢都市圏構想**」への移行をめざした作業が進められ、令和4年度の連携協約締結を視野に、当初の予定では令和3年9月に旭川市長が連携中枢都市宣言を行う予定でした。

しかし、旭川市の前市長はこのような重要な政策を中途に国政選挙へ出馬し、バトンタッチを目論む後継候補予定者の公約には、「連携中枢都市圏構想」はおろか、「広域連携」や「圏域」の文字は見当たりません。一方、市長選挙の今津寛介候補予定者は、公約の一つに「連携中枢都市圏構想の推進」を掲げ、道議補選の林祐作候補予定者もかねてから「圏域の連携による政策推進が1丁目1番地」と話しています。内向きで近視眼的な政策ではなく、国や経団連が提唱するように、また今津、林両候補予定者の公約のように、圏域の未来像を描き議論し、自治体や企業、住民等が圏域で連携して政策を推進する時代だと認識しています。

2040年の地方議会のあり方として、令和2年6月に地方制度調査会がまとめた答申では「経済的・社会的つながりが深い地方公共団体の議会間においても連携を進め、交流を通じて相互に理解を深め、広域的な視点で課題認識を共有することが重要」とされています。私も様々なご縁を大切に、美瑛町議会議員として精進して参る所存です。

☆☆☆次号の予告☆☆☆

社協の役員を拝命していた7年前、夏季・冬季パラリンピックに日本選手団の総監督やコーチとして参加し、現在大阪体育大学等で講師を務める高橋明先生の講演会を企画し開催したことがあります。3月のいきいきフェスタと、8月下旬には美瑛小学校と美瑛中学校、そして美瑛高校でも開催しました。パラスポーツの原点には、「できないではなくどうすればできるかを考える」というプラス思考があります。様々な社会問題の解決やまちづくりにも必要な考え方だと思っています。9月16日と17日に第5回定例会が開催されます。青田知史町政報告10月号は、私の一般質問とあわせて定例会での審議を中心に構成する予定です。季節の変わり目です。コロナの感染予防と合わせてどうぞご自愛ください。町政に関してご意見やご質問などありましたら、お気軽に青田まで声をお寄せください。今後ともよろしくお願いいたします。